

公立大学法人横浜市立大学金沢八景キャンパス屋外食品販売事業者募集要項

1 目的

公立大学法人横浜市立大学（以下「本学」という。）では、キャンパス内における学生及び教職員等の福利厚生の一環としての「食のサービス」について、設置場所を選ばない屋外食品販売事業者を誘致することにより、食事内容・価格面において利用者の満足が得られる食事等を提供することを目的とします。

2 業者選定

売上手数料率による見積り合わせを行います。売上手数料として本学へ還元する利率を見積書に明示してください。

上位1事業者を選定します。なお、売上手数料率が同率の場合は、くじ引きとします。

3 屋外食品販売車の販売場所（別図（予定））

場所 本学（金沢八景キャンパス）構内の別図で指定した場所

出店台数 2台

本学の事業により指定場所が使用できない場合は、別に指定した場所で販売を行うものとします。

4 契約期間等

令和2年4月1日から後期授業期間の前日（9月下旬）までとします。

ただし、上記期間中に両方で協議し継続が決まった場合は、令和3年3月31日までとします。

5 販売日時等

- (1) 土、日、祝日、年末年始休業（12月29日～1月3日）及びその他本学の行事に基づく期間（入試、大学祭等）を除き出店期間とします。ただし、祝日については、開講日となっている場合は出店日に含みます。
- (2) 学生の休業期間（休業期間中の試験期間等）、土日の本学の行事の出店及び悪天候での休止については双方協議の上、決定することとします。
- (3) 出店時間は9時から17時の間とします。この間の11時から13時は必ず販売を行い、他は乙の判断で販売を短縮することができるものとします。ただし、屋外販売日に需要が見込めないと乙が判断した場合、又は甲及び乙の事業により屋外販売ができない日時がある場合は、甲乙双方の事前協議により販売を中止することができるものとします。

- (4) 販売日時に販売する食品の在庫がなくなり次第、販売時間中であっても、販売を終了することができます。その場合は、甲にあらかじめ連絡をしてください。
- (5) 販売日時の変更及び延長は、両者で協議して決めます。

6 出店形態・方法

屋外食品販売車による販売とします。

7 賠償責任

屋外食品販売等に起因する事故に関し、本学及び第三者への賠償に速やかに対応することとします。

8 サービス水準の確保

事業者は、大学内における屋外食品移動販売であることを勘案し、学生及び教職員等に対するサービスの向上に努めることとします。

9 光熱水費

- (1) 屋外販売で屋外コンセントを使用する場合は100ボルト15アンペア以下とし、定格消費電力により算出した金額を負担していただきます。振込手数料も負担していただきます。
- (2) 本学からの支給は電気のみとし、水道、ガスの支給はできません。

10 廃棄物

売れ残り、使用済み食品容器、ごみ等を必ず持ち帰り処分することとします。食品容器は可能な限りリサイクル品を使用してください。

11 その他

本募集要項に定めのない事項については、本学と協議の上決定することとします。

